

府中国際交流サロン 会則

(名称)

第1条 本団体は、府中国際交流サロン（FUCHU INTERNATIONAL SALON）と称する（以下「当サロン」という）。

(事務所)

第2条 当サロンの事務所は、東京都府中市に置く。

(目的)

第3条 当サロンは、府中市に在住する外国人と日本人が同じ市民として助け合い、友好と交流を深め、在住外国人への支援を推進することにより、地域の多文化共生を図り、もって国際平和を促進するまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当サロンは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 府中市からの受託契約に関する事業
- (2) 在住外国人の日本語学習支援事業
- (3) 在住外国人の生活・コミュニケーション支援事業
- (4) 地域における国際交流および国際理解の推進事業
- (5) その他当サロンの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 当サロンの会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) サロン・ボランティアとして、当サロンの支援活動を通してサロンの事業に貢献できる者
- (2) サロンにて、日本語学習の支援を受けることができる者。または、多様な交流活動に参加できる者

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、当サロンの目的に賛同し、原則として府中市に在住、在学、在勤する個人及び家族とする。

2. 会員になろうとする者は、別に定める登録申請書により、会長に申込まなければならない。
3. 会長は前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
4. 会員は年に一度決められた時期に会員登録の更新をしなければならない。
5. 会員はいずれかの部会に所属しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会の意思表示をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 第6条4項による会員登録の更新を行わなかったとき。

(4) 第9条に基づき除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、実行委員会の議決により、除名することができる。

(1) この会則に重大な違反をしたとき。

(2) 当サロンもしくは他の会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、会員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(実行委員会の設置及び員数)

第10条 当サロンに実行委員会を置き、実行委員会は、各部会から選出された者（以下、「委員」という）をもって構成する。委員の員数は、18名以上28名以内とする。

(役員の選任)

第11条 実行委員会は、会長1名、副会長3名以内、会計2名、及び監事2名以内（以下、「役員」という）を委員の互選により選任する。ただし、会長、副会長、会計、監事は、役員の職務を兼任することはできない。

2. 会計及び監事は、日本語学習会以外の部会に所属することができない。

(役員の職務)

第12条 会長は、当サロンを代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 会計は、当サロンの会計業務を担う。

4. 監事は、会計業務及び各部会の業務などを監査する。

5. 監事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員の任期等)

第13条 委員（役員を含む）の任期は、同職務で2年とする。但し、再任を妨げない。2年とは、4月1日に始まり、任期中の最終の決算に関する実行委員会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 委員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第14条 委員が次のいずれかに該当するときは、実行委員会の決議によって解任する事が出来る。但し、弁明の機会を保証する。

- (1) 健康上などの理由により、その職務の執行が困難と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

(組織の種類)

第 15 条 当サロンに実行委員会、部会を置く。

(実行委員会)

第 16 条 実行委員会は、会長、副会長、会計、監事、委員をもって構成する。

2. 実行委員会は、次の事項を議決するものとする。
 - (1) 府中市からの受託契約の審議及び決定
 - (2) 毎会計年度の事業計画及び収支予算の決定
 - (3) 毎会計年度の事業報告書及び収支決算書の承認
 - (4) 会則を含む諸規程の制定及び改廃
 - (5) 部会の新設及び廃止
 - (6) 独自事業会計の管理
 - (7) 前各号に定めるもののほか、当サロンの運営に関する重要な事項
3. 実行委員会は、原則として月 1 回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合、又は委員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、速やかに招集しなければならない。
4. 実行委員会の議長は、会長がこれにあたる。
5. 実行委員会は、委員（監事を除く）の過半数の出席で成立し、討議により合意を諮る。合意形成が困難な場合は、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。但し、第 9 条（除名）については、出席委員の 2/3 以上の同意を得ることとする。
6. 委員が実行委員会を欠席し、予め書面により議決権を委任する場合の受任者は、原則委員とする。この場合、委員に委任した欠席委員は出席者とみなす。但し、役員以外の部会長又は代表副部会長が欠席する場合、当該委員は自らが選出された部会の代表以外の副部会長を受任者としてすることができる。この受任者は委員とみなす。
また、疾病等のため書面による委任が困難な場合は口頭による委任に代えることができ、事務局にその旨連絡すると共に、後日、速やかに委任状を提出する。
7. 監事は、議決権を有しない。
8. 実行委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。ただし、議決権はない。

(議事録)

第 17 条 実行委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(部会)

第 18 条 事業の円滑な推進を図るため、部会を設置する。部会は、会員をもって構成する。

2. 部会には、部会長 1 名、副部会長（複数可）を置き、部会員の互選によりこれを定める。
3. 部会長及び副部会長（複数時は代表副部会長 1 名）は、原則として委員を兼ねる。
4. 部会長及び副部会長の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

5. 設置する部会は次の通りとする

- (1) 日本語学習会月曜午前部会
- (2) 日本語学習会月曜午後部会
- (3) 日本語学習会水曜午後部会
- (4) 日本語学習会金曜午後部会
- (5) 日本語学習会金曜夜間部会
- (6) 文化交流部会
- (7) 企画事業部会
- (8) 会報部会
- (9) 日本語ボランティア研修部会
- (10) 生活情報支援部会

(事業報告及び決算書)

第 19 条 当サロンの事業報告書及び決算書は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、実行委員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 20 条 当サロンの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 21 条 当サロンの事務を処理するため、府中市主管課内に事務局を置く。

(会則の変更)

第 22 条 この会則は、実行委員会において委員現在数の 3 分の 2 以上の同意を得て、変更できる。

(解散)

第 23 条 当サロンは、実行委員会において委員現在数の 3 分の 2 以上の同意を得て、解散することができる。

(雑則)

第 24 条 この会則の施行について必要な事項は、実行委員会の議決を経て別に定める。

(付則)

本会則施行にあたり、改定履歴最終日・平成 23 年 9 月 1 日施行の実行委員会規約および同・平成 25 年 4 月 1 日施行の運営要綱は廃止する。

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとする。

この会則は、平成 27 年 6 月 10 日から施行するものとする。

この会則は、平成 28 年 10 月 12 日から施行するものとする。

この会則は、平成 29 年 2 月 8 日から施行するものとする。

この会則は、平成 30 年 7 月 3 日から施行するものとする。

この会則は、平成 31 年 2 月 13 日から施行するものとする。

この会則は、令和 4 年 12 月 14 日から施行するものとする。

以上